

平成 29 年 4 月 7 日

学生教育研究災害傷害保険
賛助会員大学 事務ご担当者 様

公益財団法人日本国際教育支援協会
事業部 保険・補償課

「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の解説
(平成 29 年 4 月改訂版)」の一部訂正について (お詫び)

貴学ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は学生教育研究災害傷害保険の運営に当たり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の解説 (平成 29 年 4 月改訂版)」の「IV 質疑応答集」部分に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正をお願いいたします。多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、本協会ホームページ「学研災 NAVI」(<http://www.jees.or.jp/gakkensai/pub.htm>) には、訂正後の PDF データを掲載しておりますので、該当ページの差し替えの際はご利用になれます。

お手数をお掛けしまして誠に申し訳ございませんが、ご確認のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

訂正箇所	正	誤
P.126 問 85 の「答」の 最終行	海外における学研災の補償範囲は、留学の形態により異なります。(詳細は問 87 をご参照ください。)	海外における学研災の補償範囲は、留学の形態により異なります。(詳細は問 85 をご参照ください。)
P.129 問 101 の「答」	具体例としては健康診断、スポーツ大会、問 120 のように教授会等で承認されたボランティア活動やセミナー等が考えられますが、問 100 の回答の条件を満たす行事であれば学校行事に含まれます。問 100 の回答の条件を満たしていない場合でも、P.43 をご参照の上、事前に学校行事として位置づけていただければ対象となります。	具体例としては健康診断、スポーツ大会、問 118 のように教授会等で承認されたボランティア活動やセミナー等が考えられますが、問 98 の回答の条件を満たす行事であれば学校行事に含まれます。問 98 の回答の条件を満たしていない場合でも、P.43 をご参照の上、事前に学校行事として位置づけていただければ対象となります。
P.138 問 161 の「答」	実験は接触感染特約の補償の対象外です。実習と実験の違いについては問 152 をご参照ください。	実験は接触感染特約の補償の対象外です。実習と実験の違いについては問 147 をご参照ください。
P.143 問 194 の「答」 の最終行	スポーツ中事故の賠償責任については、問 208 をご参照ください。	スポーツ中事故の賠償責任については、問 200 をご参照ください。

以上

連絡先： 公益財団法人日本国際教育支援協会 事業部保険・補償課
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
TEL : 03-5454-5275 / FAX : 03-5454-5232
URL : <http://www.jees.or.jp/>